

春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17条例第42号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（定義） 第2条 第2条の2 この条例において「通勤」とは、職員が、勤務のため、<u>次に掲げる移動</u>を合理的な経路及び方法により<u>行う</u>ことをいい、公務の性質を有するものを除くものをいう。 （1） 住居と勤務場所との間の往復 （2） 一の勤務場所から他の勤務場所への移動 その他規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。） （3） 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。） 2 職員が、<u>前項各号に掲げる移動</u>の経路を逸脱し、又は<u>同項各号に掲げる移動</u>を中断した場合には、当該逸脱又は中断の間及びその後の<u>同項各号に掲げる移動</u>は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものをやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。 （休業補償） 第8条 （1） <u>刑事施設</u>、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合 （障害補償） 第9条 職員が公務上負傷し、若しくは病気にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは病気に	（定義） 第2条 第2条の2 この条例において「通勤」とは、職員が、勤務のため、<u>住居と勤務場所との間</u>を合理的な経路及び方法により<u>往復する</u>ことをいい、公務の性質を有するものを除くものをいう。 2 職員が、<u>前項の往復</u>の経路を逸脱し、又は<u>同項の往復</u>を中断した場合には、当該逸脱又は中断の間及びその後の<u>同項の往復</u>は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものをやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。 （休業補償） 第8条 （1） <u>監獄</u>、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合 （障害補償） 第9条 職員が公務上負傷し、若しくは病気にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは病気に

かかり、治ったとき、別表第2に定める第1級から第7級までの障害等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(介護補償)

第10条の2

(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

(3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合

(遺族補償年金)

第12条

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2第7級以上の障害等級の身体障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。

附 則

(障害補償年金差額一時金)

第2条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

<u>障害等級</u>	額
第1級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額

かかり、治ったとき、別表第2に定める第1級から第7級までの等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(介護補償)

第10条の2

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第30条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合

(遺族補償年金)

第12条

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2第7級以上の等級の身体障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。

附 則

(障害補償年金差額一時金)

第2条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

<u>障害の等級</u>	額
第1級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額

第 2 級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額
第 3 級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額
第 4 級	補償基礎額に920を乗じて得た額
第 5 級	補償基礎額に790を乗じて得た額
第 6 級	補償基礎額に670を乗じて得た額
第 7 級	補償基礎額に560を乗じて得た額

(障害補償年金前払一時金)

第 2 条の 4

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第 1 項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

別表第 2 (第 9 条関係)

種別	<u>障害等級</u>	倍数
(略)	(略)	(略)

(備考) この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第 2 項に規定するところによる。

第 2 級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額
第 3 級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額
第 4 級	補償基礎額に920を乗じて得た額
第 5 級	補償基礎額に790を乗じて得た額
第 6 級	補償基礎額に670を乗じて得た額
第 7 級	補償基礎額に560を乗じて得た額

(障害補償年金前払一時金)

第 2 条の 4

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第 1 項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

別表第 2 (第 9 条関係)

種別	<u>等級</u>	倍数
(略)	(略)	(略)

(備考) この表に定める等級に応ずる身体障害に関しては、法の別表の例による。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条の 2 の改正部分は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 2 条の 2、第 9 条、第 12 条、附則第 2 条の 3、附則第 2 条の 4 及び別表第 2 の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 改正後の第 2 条の 2 の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。